

景観資源の指定等に係る方向性について

1 令和元年度の状況および今年度以降の予定について

令和元年度に豊島区景観資源指定第一号・第二号として、平成 30 年度に募集した景観百選より、景観条例施行後初の指定であることを踏まえ無形^{おえしきまんどうわりくよう}のものを指定できるという景観資源の特色を活かし、“無形の営み”である「御会式万灯練供養」と「ふくろ祭り」を指定した。今年度以降も、景観資源の指定の要件（※「3 方向性検討の前提」にて後述）に挙げられる『区民等に親しまれ』『地域を特徴づける景観』として応募した結果である景観百選からの指定を基本として景観資源を指定していき、今年度は昨年度と同様に 2 件程度の指定を予定している。

2 指定等の方向性検討の必要性について

今年度以降も景観資源を指定していくにあたり、指定資源がどのような視点に基づいて選定されたかや、今後の景観まちづくりや景観啓発にどう活かしていくのか等を示してより効果的な景観まちづくりに繋げるため、今年度の景観資源に指定する具体的な候補を検討する前に、まず今後の景観資源指定等に係る方向性を整理・検討することが必要であるとする。

3 方向性検討の前提

(1)景観資源指定の効果

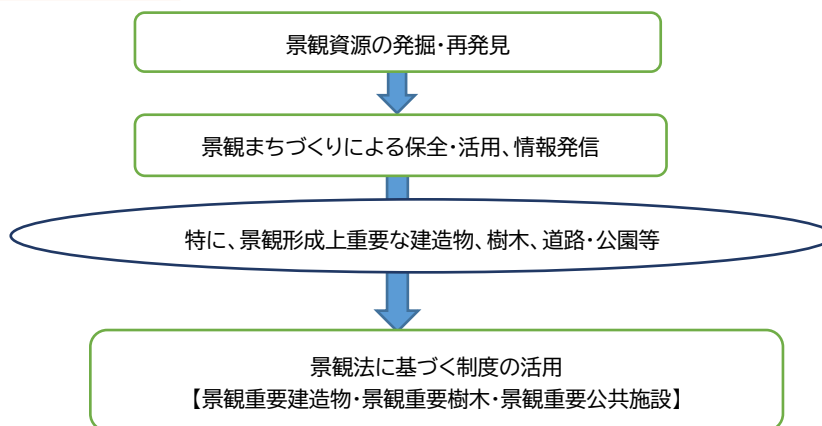
- ①景観資源指定の広報を通じ、事業者及び区民の景観まちづくりへの意識を向上させる。
- ②地域の景観を特徴づける要素に一定の位置づけを与え、周辺環境への配慮に係る事前協議での協議・指導に説得力を持たせる。

(2)景観資源の要件

- ①景観計画における景観資源についての記載（景観計画 P. 144）

「古くから地域で育まれてきた景観資源は、建築物や工作物にとどまらず、地域の身近なみどり、歴史・伝統、商店街でのにぎわいなど人々の生活・営みまでを含んでいます。こうした景観資源を発掘・再発見し、地域による景観まちづくりの中で保全・活用していきます。特に、地域特性を生かした景観まちづくりにおいて、重要な建造物、樹木、道路・河川・都市公園などは、景観法による景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設の制度を活用していきます。」

景観資源の保全・活用イメージ



②豊島区景観条例施行規則第 26 条における、景観資源の要件

●指定の客体（同条第一項）

- (1) 公共施設等
- (2) 建築物又は工作物
- (3) 樹木又は樹木の集団
- (4) 祭事、催しその他の行事
- (5) 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に重要な役割を果たしていると区長が特に認めたもの

●指定の基準（同条第二項）

- (1) 区民等に親しまれ、地域を特徴付ける景観を形成しているものであること
- (2) 道路その他の公共の場所から容易に望見され、区民等が景観資源を共有できるものであること
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、区長が必要と認めること

(3)景観資源指定対象の考え方

①裾野の広い指定

- 景観資源の指定は、地域の個性や魅力を高める良好な景観の形成に重要な役割を果たしているものに法的な位置づけを与え、これらを活かした景観まちづくりを行う上で非常に有用となる。
- 景観法による景観重要建造物等の指定とは異なり、指定によって所有者等に新たな負担を課すことはない。

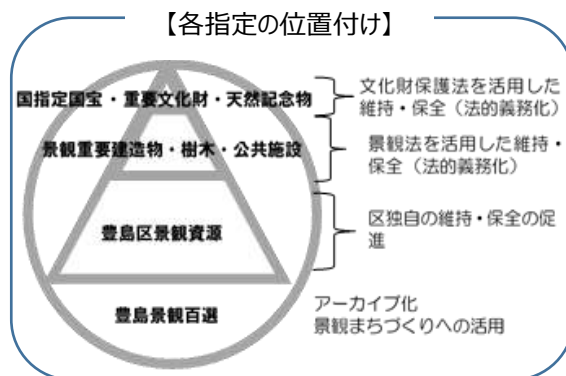
⇒景観条例施行規則第 26 条第三項の事前同意【指定に際しての所有者（祭事等の場合は主催者）】を得ていることを前提に、可能な限り裾野の広い指定を目指す。

※景観重要建造物等の指定の場合、管理や現状変更届等の責任が生ずる。

[豊島区景観条例施行規則第 19 条～24 条]

②新たな資源の掘り起し

- 指定の対象は、良好な景観の形成に寄与しているものの、他の制度では保存・顕彰等が十分に位置づけられてこなかったものとし、既に国指定重要文化財や景観重要施設（建造物、樹木、公共施設）に位置づけられたものは、景観資源に指定しない。
- 景観資源指定後、更に良好な景観形成に寄与しているものと評価・周知され、将来的に景観重要施設に位置付けられることもありうる。



4 指定の方向性(案)

①区民等から親しまれ地域を特徴づける景観として募集した景観百選から指定することを基本とした上で、その中から何を指定していくかの方向性の検討 《1. 景観百選からの指定の方向性について》

②その上で、景観百選以外からも、良好な景観まちづくりに寄与するものについて指定していく際の方向性の検討 《2. 景観百選以外からの指定について》

【参考資料第1号『景観百選一覧』】

《1. 景観百選からの指定の方向性について》

案1:今後の景観形成特別地区指定を見据え、染井地区区域内での指定を検討

→一般地域より更に景観への配慮が必要となる景観形成特別地区の候補地域である染井地区区域内において景観資源を指定することにより、地域の景観を特徴づける要素に一定の位置づけを与え、周辺環境への配慮に係る景観の事前協議や指導に説得力を持たせる。

※染井地区内の景観資源候補

景観百選：門と蔵のある広場、旧丹羽家腕木門、私の庭みんなの庭（駒込3丁目）

案2:景観事前協議での有用性を重視し、重要な景観構成要素に着目した指定を検討

→通りや坂などの景観構成要素を景観資源に指定することにより、それらに面する建築物等について、景観への配慮に対する事前協議や指導に説得力を持たせる。

※景観百選：立教通り、御嶽坂、のぞき坂（胸突坂）

案3:景観資源指定の特色である人々の生活や営みにかかる無形のものは積極的に検討

※景観百選では該当無し（昨年度、無形のものについては景観資源に指定済）

《2. 景観百選以外からの指定について》

景観百選の結果のみから区民が地域を特徴づける景観として何に親しみを感じているのかを判断するのは難しいことや、持続可能な開発都市の実現を目指す豊島区において今後も新たに良好な景観を成す景観資源が増えていくであろうことから、「3.方向性の前提」で前述した、景観条例施行規則第26条第二項の指定の要件と、指定対象の考え方である『①裾野の広い指定』『②新たな資源の掘り起こし』を満たす景観資源の検討をするため、今後も景観啓発事業のアンケート等で引き続き資源の掘り起こしを図ったり、景観計画にて各12地区の特色を形成するものとして挙げられている「景観まちづくりの視点」の中から検討をし、今後の景観啓発に繋げていく。

※その中での指定の方向性については景観百選からの指定に準ずる

5 景観資源指定のスケジュール

令和2年6月	景観審議会	【令和2年度景観啓発事業予定報告】
令和2年8月	景観審議会デザイン検討部会	【景観資源指定方針等の検討】
令和2年10月	景観審議会デザイン検討部会	【景観資源指定方針等及び指定候補の報告】
令和2年12月	景観審議会	【中間報告】
令和3年3月	景観審議会	【指定予定景観資源の報告】

※景観審議会以降、景観資源を指定